原告らの第一ないし第四次的請求をいずれも却下する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

一、当事者の求めた裁判

(原告ら)

(1) 原告Aを除くその余の原告ら六名の第一次的請求として、

被告富山大学経済学部長(以下被告経済学部長という)が原告B、同C、同D、 同E、同F、同Gから同被告宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年度H教授 担当経済原論四単位の各履修票ならびに原告Bから、同被告宛に提出された同学部 同年度同教授担当演習二単位の履修票について、単位授与、不授与の決定をしない のは違法であることを確認する。

原告Aの第一次的請求として、

被告経済学部長が原告Aから同被告宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年 度H教授担当同学部専攻科演習および研究報告一〇単位の履修票について、単位授

与、不授与の決定をしないのは違法であることを確認する。 被告富山大学学長(以下被告学長という)が原告Aから同被告宛に提出された富 山大学経済学部専攻科履修届について、修了、未修了の決定をしないのは違法であ ることを確認する。

との判決を求め、

(2) 原告Aを除くその余の原告ら六名の第二次的請求として、 被告学長が原告B、同C、同D、同E、同F、同Gから同被告宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当経済原論四単位の各履修票ならびに原告Bから、同被告宛に提出された同学部同年度同教授担当演習二単位の履修票につい て、単位授与、不授与の決定をしないのは違法であることを確認する。 原告Aの第二次的請求として、

被告学長が原告Aから同被告宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年度H教 授担当同学部専攻科演習および研究報告一〇単位の履修票について、単位授与、不 授与の決定をしないのは違法であることを確認する。

との判決を求め、

(3) 原告Aを除くその余の原告ら六名の第三次的請求として、

被告経済学部長に、原告B、同C、同D、同E、同F、同Gが富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当の経済原論四単位を取得したことならびに同Bが同学部同 年度同教授担当の演習二単位を取得したことをそれぞれ認定する義務があることを 確認する。

原告Aの第三次的請求として、 被告経済学部長に、原告Aが富山大学経済学部 専攻科昭和四一年度H教授担当の演習および研究報告一〇単位を取得したことを認 定する義務があることを確認する。

被告学長に、原告Aが富山大学経済学部専攻科を修了したことを認定する義務が あることを確認する。

との判決を求め

(4) 原告Aを除くその余の原告ら六名の第四次的請求として

被告学長に、原告B、同C、同D、同E、同F、同Gが富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当の経済原論四単位を取得したことならびに同Bが同学部同年度同教授担当の演習二単位を取得したことをそれぞれ認定する義務があることを確認す

原告Aの第四次的請求として、

被告学長に、原告Aが富山大学経済学部専攻科昭和四一年度H教授担当の演習お よび研究報告一〇単位を取得したことを認定する義務があることを確認する。

(5) 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求めた。

(被告ら)

(1) 本案前の裁判として、

主文同旨

の判決を求め、

本案の裁判として、

原告らの第一ないし第四次的請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求めた。

第二、当事者の主張

-、原告らの請求原因

原告Aは昭和四一年度当時富山大学経済学部専攻科の、同人を除くその余 (1) の原告ら六名は同年度当時同大学同学部の各学生であつた。

富山大学経済学部における授業科目などの単位取得の方式は次のとおりで ある。すなわち、同大学学則一二条一項によつて「専門教育科目の履修方法は、大学設置基準に定める原則による。ただし、その細目については学部規程に定める」 条)に照して、先ず授業科目などが定められ、学生は履修しようとする授業科目な どについて履修票を提出したうえ、その授業に出席し、試験を受け、その成績を担 当教授が判定し、合格した授業科目などについて被告経済学部長が所定の単位取得 を認定する制度になつている。

仮に、同被告に単位取得を認定する最終的な権限がないとすれば、その認定権者 は被告学長である。

- (3) 富山大学経済学部専攻科の修了については学校教育法施行規則六七条に基
- づき、同学部教授会の議を経て、被告学長がこれを認定する制度になつている。 (4) 原告Aを除くその余の原告ら六名は富山大学経済学部の昭和四一年度H教 授担当にかかる経済原論四単位を、原告Bは右単位のほか、演習二単位をそれぞれ 取得するため、いずれも同年四月一五日頃被告経済学部長宛に右各科目の履修票を提出してその授業に出席し、同教授の実施した試験を受け、同教授から合格の判定を受け、同教授は同四二年三月二〇日被告経済学部長に右原告らの右各科目の成績票を提出したにもかかわらず、すでに相当の期間を経過した現在に至っても、被告 経済学部長もしくは同学長は原告らが提出した右各履修票について単位授与、不授 与の決定はもちろん、原告らが右各単位を取得したことの認定をなさない。
- (5) 原告Aは昭和四一年四月富山大学経済学部専攻科に入学し、同月一五日頃被告学長宛に右専攻科履修届を提出のうえ、同学部の同年度H教授担当にかかる演習および研究報告一〇単位を取得すべく、同日頃被告経済学部長宛に右各科目の履 修票を提出してその授業に出席し、同教授の実施した試験を受け、同教授から合格の判定を受け、同教授は同四二年二月二七日被告経済学部長に同原告の右各科目の成績票を提出したにもかかわらず、すでに相当の期間を経過した現在に至つても、 被告経済学部長もしくは同学長は原告Aが提出した右専攻科履修届について修了、
- 未修了の決定も、同原告が右専攻科を修了したことの認定をもなさない。 (6) 被告経済学部長が原告らの前記各科目の単位取得を認定しない理由は次の H教授が昭和三六年度および同三七年度卒業生の一部 とおりである。すなわち、 についてその成績証明書の偽造をなしたことおよび被告経済学部長が同四一年九月 五日同教授に対して同学部教授会ならびに人事教授会への出席停止の措置をなし、 さらに同被告は同教授が右措置に従わなかつたことを理由に同年一二月二六日同学 部教授会の議を経て同教授の授業科目および演習などの各授業の担当を停止する措 置をなしたうえ、学生に対しては代替の授業科目および演習などを履修するように 指示をなしたが、原告らはこれに従わず従来通り同教授の授業科目および演習など の各授業に出席し、同教授の実施した試験を受けたのであるから、被告経済学部長 は原告らの単位取得を認定できないというにある。しかし、被告経済学部長がなした右の各措置は違法である。すなわち、元来、大学教授は「学問の自由」の原則に より研究の自由と授業の自由とを有し、これらの自由は教授の身分と不可分一体の もので何人といえども軽々しく奪うことはできず、大学教授の教授会出席の停止や 授業科目および演習などの授業の各担当の停止の措置をなすには評議会で審査し 当該教授を罷免するなどの手続を経ることが必要である。ところで、被告経済学部

そこで同教授は従来通り昭和四一年度経済原論の授業科目および演習などの各授 業を続行し、原告らは前記第(4)項および第(5)項記載のとおり右各授業に出 席し、同教授の実施した試験を受けたものである。

なお、被告学長は同四二年一月一〇日同経済学部長に対し、同経済学部長がH教 授に対してなした前記各措置を違法であるとして直ちにこれを撤回すべき旨の業務

命令を発したが、同経済学部長はこれに従わなかつたものである。 (7) よつて、第一次的請求として、原告Aを除くその余の原告B、同C、同 D、同E、同F、同Gら六名は、被告経済学部長が右原告ら六名からそれぞれ同被 告宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当経済原論四単位の各履 修票ならびに原告Bから同被告宛に提出された同年度同教授担当演習二単位の履修 票について単位授与、不授与の決定をしないこと、原告Aは、(イ)、同被告が右原告から同被告宛に提出した同年度同教授担当同学部専攻科演習および研究報告一 〇単位の履修票について単位授与、不授与の決定をしないこと、および(ロ)、被告学長が右原告から同被告宛に提出された同大学同学部専攻科履修届について修 了、未修了の決定をしないことの各違法確認を求め、仮に、原告Aの右(ロ)の請 求を除くその余の請求の被告が被告経済学部長でないとすれば、第二次的請求とし て、原告らは被告学長に対し右と同一の請求をする。仮に以上の請求が理由がない 場合は、第三次的請求として、原告Aを除くその余の前記原告ら六名は被告経済学 部長に対し、右原告ら六名が同大学同学部同年度同教授担当の経済原論四単位を、原告Bが同じく演習二単位を各取得したこと、原告Aは、(イ)、同被告に対し (イ)、同被告に対し右 原告が同大学経済学部専攻科同年度同教授担当の演習および研究報告一〇単位を取 得したこと、(ロ)、被告学長に対し右原告が同大学同学部専攻科を修了したこと の各認定義務のあることの確認を求め、仮に原告Aの右(ロ)の請求を除くその余 の請求の被告が被告経済学部長でないとすれば、第四次的請求として、原告らは被 告学長に対し右と同一の請求をする。

被告らの本案前の主張

- 被告経済学部長は富山大学内部の機関にすぎず、行政庁ではないから当事 (1) 者能力を有しない。したがつて、被告を経済学部長とする原告らの訴はいずれも不 適法である。
- (2) 富山大学経済学部における授業科目などの単位取得の手続は次のとおりで あり、被告らが単位取得を認定するという行為は存しない。したがつて、被告らに はなすべき処分又は裁決(行政事件訴訟法三条五項)というものが存せず、原告ら の訴はいずれも不適法である。

(演習を除く授業科目の単位取得の手続)

「講義時間割」の作成および公示 (あ)

学部教授会は教務委員会が立案した「講義時間割」(授業科目、担当教授、単位 数および時間割を定めたもの)の原案を審議し、これを決定する。学部教授会の決 定した「講義時間割」は学務係より、所定の方式で所定の場所に公示される(この 「講義時間割」は通常「前期」のものと「後期」のものと年二回作成される)。

履修届の提出

学生は公示された「講義時間割」に従いその単位を取得しようとする授業科目を 履修届用紙に記入し、講義開始後二週間以内に学務係へ提出する。履修届を提出し ない授業科目については受験資格はない。

(う) 授業の出席

期末試験時間割の作成および公示 (え)

学部教授会は教務委員会が立案した期末(毎年九月および二月)試験時間割を審 議し、これを決定する。大学設置基準三一条に定める試験は原則としてすべてこの 期末試験時間割に基づいて実施される。もし、これ以外の時間および方法で試験ないし評価をしようとする教授があれば、学部教授会にその旨申し出、同教授会がこれを承認することによつてその措置が認められる。

学部教授会が決定した期末試験時間割は学務係より所定の方式で所定の場所に公 示される。

受験票の提出 (お)

学生は試験時間割発表後一時間以内に前に履修届を提出した授業科目の中から実 際に試験を受けようとする授業科目について受験票を提出する。受験票を提出しな い者は受験資格がない。

(か) 受 験

単位取得の意思を有する学生は試験当日実際に学部所定の試験場に入室して試験 を受け、所定の答案用紙に解答してこれを提出する。

担当教授の採点評価=採点票の提出

担当教授は提出された答案を審査評価のうえ、その評価を採点票に記入して学務 係に提出し、学務係は成績簿にこれを記入したのち学生にカードを渡して採点の結 果を知らせるが、この場合に点数五〇点以上の場合は単位取得が認められ五〇点未 満の場合は単位取得は認められない。

(演習の単位取得の手続)

演習については前記(あ)、(い)、(う)の手続のあと(え)、(お)、 (か)のような一斉試験は通常行なわれず、各担当教授が自主的に決定する方法で 評価をなし、(き)の手続をとる。

なお、演習の開設、担当教授、学生の所属などはすべて学部教授会において決定される。

以上のように、授業科目などの単位取得はあらかじめ富山大学において決定した手続によつてなされ、右手続による以上、被告経済学部長又は同学長の特別の意思表示もしくは確認、公証などの行為を要しないのである。したがつて、単位取得の手続に関して被告経済学部長又は同学長にはなすべき処分又は裁決というものは存しないのである。

(3) 仮に、授業科目などの単位取得あるいは専攻科修了に関して被告経済学部長もしくは同学長の認定行為が存するとしても、国立大学における被告らの右各行為は特別権力関係における行為であつて、司法裁判所の審判の対象から除外されるべきものであり、行政庁がなすべき処分又は裁決には該当しないというべきである。すなわち、

石各行為は大学に内部の問題として自主、自律の措置に委ねるべきであり、学校の利用関係を一般権力関係と同視して、入学、進級、修了、卒業の判定あるいは授業科目などの単位取得の認定などの関係を大学と学生との間における対立的な法律関係として捉え、逐一それらの判定、認定などについて司法裁判所の審判を求め得るとするならば、教育、研究という特殊の目的を達成するため最大限にその自律的、創造的活動が要請される学校の運営にとつて大きな制約となるのであり、司法裁判所もこれらの事故によう対応出来るかどうか疑問を思る。

そして、行政庁がなすべき処分又は裁決とは一般権力関係において行政権の主体が人民に対する関係においてなす行為であり、この意味において特別権力関係においてその権力の主体が権力に服する者に対してなす行為と区別されるのである。したがつて、原告らが主張する授業科目などの単位取得の認定あるいは専攻修了の認定は特別権力関係における行為として行政庁がなすべき処分又は裁決には該当しないから、原告らの訴はいずれも不適法である。

- (4) 原告らには授業科目などの単位取得あるいは専攻科修了について認定申請権が認められないから、第一次および第二次的請求に関する原告らの訴は不適法である
- (5) 行政庁に行政上の作為義務があることの確認を求める原告らの第三次および第四次的請求に関する訴はいわゆる義務付け訴訟として不適法である。すなわち、行政処分その他の公権力の行使は先ずその行為について行政的、政治的に責任を有しない司法裁判所が訴訟手続という制約をもつた手続の中で行政的に代つて行政処分をするにひとしい判断をするのは妥当でなく、いわゆる義務付け訴訟は許されない。もちろん行政処分のなかには処分の根拠法令の解釈、事実の認定、事実に対する法令の適用の各側面において一義的に明白なものも存在し、ことも場合には作為義務があることの確認を求める訴訟は許されない。
- (6) 原告Aを除くその余の原告ら六名は昭和四二年九月富山大学経済学部の卒業に必要な経済原論四単位を、原告Bは同四三年三月演習四単位をそれぞれ取得し、右原告ら六名のうち卒業論文を提出せずに留年している原告Gを除くその余の原告ら五名は同月同大学を卒業した。

このように、原告Aを除くその余の原告ら六名が卒業に必要な経済原論四単位、 演習四単位を履修してこれらの単位取得を認定されている以上、重ねて同一単位取 得の認定を求める法律上の利益を有しないものといわねばならない。すなわち、

(あ) わが国の新制大学においては今日まで学部教授会の決定した担当教授の授業科目などにつき学生がある意味では受動的に授業を受け、その単位を取得して卒業するという仕組になつていて、開設される講義の科目、時期や担当教授のそれの大学の各学部の事情によつておのずから限定され、しかも例えば担当教授の長期の病欠、留学、他大学への転出など大学側の都合によつて学期の途中から他の教授に担当が変更されることも稀ではない。要するに、担当教授の個人的要素というよりは授業科目を中心としたカリキュラム編成になつており、それを反映して富山大学経済学部においても成績証明書には単位を取得した授業科目ないし学科目のみ

を記載し、担当教授名を記載していないのである。 このように、学生が特定の教授の特定の講義を選んで授業を受け、その単位を取 得することを今日の大学の特質であるとはなし得ず、原告Aを除くその余の原告ら 六名が、卒業に必要な経済原論四単位、演習四単位を履修してこれらの単位取得を 認定されている以上、特定の教授の特定の講義の単位取得の認定を求める原告らの 訴は法律上の利益がなくいずれも不適法である。

- 就職や進学においては採用ないし選抜をする機関(会社、官庁、大学な (L1) ど)がそれぞれ独自の試験方法でこれを決定していること、単位認定書や成績証明書などには担当教授名を記載していないことなどを考慮するならば、如何なる教授の担当科目の単位取得が認定されたかということが、就職などに対し影響を及ぼす ことは絶無といつてもよく、したがつて、このような認定を求める原告らの訴は法 律上の利益がなくいずれも不適法である。
- 大学設置基準三二条は大学卒業の要件として一二四単位以上修得すること を規定し、したがつて、大学においては一二四単位以上の単位取得を妨げるもので はなく、また聴講生や中途退学者に対して大学が単位取得の証明書を出すこともあ る。このような意味で仮に個々の単位取得の認定を求める利益が存するとしても、 それは、学部教授会が決定した講義時間割および試験時間割に従つて授業に出席 し、試験を受け、担当教授から合格の判定を受けることを前提とする単位取得につ いてのことであり、本件のように学部教授会が決定した方法と手続によらないいわ ば私的な授業に出席し、試験を受ける場合を含まず、したがつて、原告らの訴は法 律上の利益がなくいずれも不適法である。 三、請求原因に対する被告らの答弁
- (1) 請求原因第(1)項の事実は認める。
- 同第(2)項中、被告経済学部長が所定の単位取得を認定する制度となつ ているとの点および同被告に単位取得を認定する最終的な権限がないとすればその 認定権者は被告学長であるとの点を争い、その余は認める。富山大学経済学部にお ける授業科目などの単位取得の手続について、原告らのいうような被告経済学部長 又は同学長の単位授与、不授与の決定というものは存在しないことは二の(2)に 詳述したとおりである。
 - 同第(3)項の事実は認める。 (3)
- (4) 同第(4)項中、原告Aを除くその余の原告ら六名がその主張のように各履修票を提出したことは認めるが、右原告らが昭和四一年一二月二六日以降H教授 の授業に出席し、同教授の実施した試験を受け、同教授から合格の判定を受けたこ とは知らないし、同教授が同四二年三月二〇日被告経済学部長に右原告ら主張の成 績票を提出したことは否認する。

なお、被告経済学部長は同四一年一二月二六日同学部教授会の議を経て、同教授 の授業科目および演習などの授業の各担当を停止する措置をなしていたのであるか ら、同教授がこの措置に反して右各科目の授業をなし、試験を実施したとしてもそ れは私的なそれにとどまり、同学部の正式の授業科目および演習などとしての性質 をもたないものであるから被告経済学部長は右各科目の単位取得を認定することは できない。

- (5) 同第(5)項中、原告Aがその主張のように富山大学経済学部専攻科に入 学し、被告学長宛に右専攻科履修届を、被告経済学部長宛に昭和四一年度H教授担 当にかかる演習および研究報告一〇単位の履修票をそれぞれ提出したことは認める が、同四一年一二月二六日以降同教授の授業に出席し、同教授の実施した試験を受 け、同教授から合格の判定を受けたことは知らないし、同教授が同四二年二月二 日被告経済学部長に右原告主張の成績票を提出したことは否認する。
- 同第(6)項中、被告経済学部長が昭和四一年九月五日 H 教授に対し 学部教授会ならびに人事教授会への出席停止の措置をなしたこと、同被告が同年一 - 月二六日同教授の授業科目および演習などの授業の各担当を停止する措置をなし たことおよび学生に対して代替の授業科目および演習などを履修するように指示をなし、原告らがこれに従わなかつたことはいずれも認めるが、同教授が右の日以降引き続き授業科目および演習などの各授業を続行し、原告らが右各授業に出席し、

同教授の実施した試験を受けたことは知らないし、その余の点は争う。 なお、被告学長はいつたん同四二年一月一〇日同経済学部長に対し、 済学部教授会にはH教授の職務執行を停止する権限はないから即時これを撤回し正 常な方法により解決するよう通知したが、その後同教授会のなした措置を諒解した ものである。

四、被告らの本案前の主張に対する原告らの反論

(1) 被告経済学部長は同被告には当事者能力がないと主張するが、授業科目などの単位取得の認定権は同被告にあるからその限りにおいて同被告も行政処分をなす主体であり、したがつて行政庁というべく当事者能力を有する。

(2) 被告経済学部長又は同学長がなす単位取得を認定する行為が単位取得の手

続中に存することは一の(2)において詳述したとおりである。

(3) 被告らは国立大学における授業科目などの単位の取得あるいは専攻科修了の認定は特別権力関係における行為であつて、司法裁判所の審判の対象から除外されるべきものであり、行政庁がなすべき処分又は裁決には該当しないと主張する。しかし、特別の従属関係においても人権の制限には法の根拠が必要である。では一般の従属関係との間に差異がない。すなわち、特別権力関係は国立、私立学校の在学関係を説明するには十分でなく、この在学関係は国立、私立を問じてあり、いずれも教育企業ないしその利用関係として構成として学校では基本的には同一であり、いずれも教育企業ないしその利用関係として本語である。そして教育企業の条理として学校管理主体は学生に対しある程度の包括といるで表示を推利にも条理上の範囲制限があり、学校ないと関と学生との間に具体的な権利の対抗関係が存する場合において学生個人に具体的な権利侵害を与える教育措置に対しては、すべて出訴可能なのである。したがつて、本件も司法裁判所の審判の対象となるのである。

(い) 仮に、国立大学である富山大学における在学関係が特別権力関係であるとしても、教育措置のすべてが司法裁判所の審判の対象とならないわけではなく、一定の場合すなわち、社会観念や客観的妥当性などにより裁量権の濫用又はゆ越があるときは違法となり、その場合の教育措置は司法裁判所の審判の対象となるのである。

ところで、学校教育については専門的、技術的、学問的判断が前提となつており、これらの前提に関する限り司法裁判所は教育者以上の能力を有しているとはいえないから教育者の判断に立入ることは出来ずそれは教育者の経験と知識と能力に委ねられたものである。したがつて、司法裁判所はその能力上法外の基準に拘束される教育的価値判断や決定それ自体を審査することはできない。しかし、司法裁判所は裁判の性質上右判断や決定の外的要件すなわち、教育者が判断や決定にあたりその決定権又は判断権を適法に有していたかどうか、事実の存在を誤認しなかつたかどうか、所定手続を遵守したかどうかなどについて判断することはできるのである。

本件についてみるに、教育者としてH教授は原告らの成績の評価を同教授の専門的、技術的、学問的見地からなし、司法裁判所は右評価に対し法的判断を下す余地はなく、H教授がなした右評価は司法裁判所の審判の対象とはならないが、同教授が原告らの成績を合格と判定し、学部教授会が右判定を確認し、これに基づに基づに基づいる際が右判定を確認し、これに基づに基づいる際が右門である。ところで、被告経済学の表に出所の審判の対象となるのである。ところで、被告経済学るのもは司法裁判所の審判の対象となるのである。ところで、被告経済学るのもは司法裁判所の審判の対象となるのである。ところで、被告経済学るのもは可法裁判所の事であるが、これらは司法裁判所によのの部でものというを逸脱したものであるが、これらは司法裁判所によって教済されるである。

(4) 不作為の違法確認の訴の原告適格は法令に基づく申請権者でなければならないが、この法令は必ずしも明文のある場合だけでなく解釈上申請権がある場合もむのであり、本件の場合明文はないが解釈上原告らに申請権があるとみるべきである。なんとなれば学校における行政目的は学校側からみれば学生を教育するということであり、学生側からみれば入学して講義を受け、単位を取得し、卒業することであり、したがつて、法令上大学が設置されその大学に学生が入学するということは、単位取得および卒業を認定されたいという意思表示とみるべきであつて、明文はないが解釈上学生に単位認定請求権および卒業認定請求権があるといえる。よって、第一次および第二次的請求に関する原告らの訴は適法である。

(5) 原告らの第三次および第四次的請求に関する訴について、いわゆる義務付け訴訟であるから許されないとすべきでなく、義務付け訴訟も一定の限界のもとに許される場合があり本件はそれに該当する。すなわち、 行政庁のなすべき行為が

ないのであつて、本件義務確認訴訟は許されるべきである。 (6) 原告Aを除くその余の原告ら六名は昭和四二年九月富山大学経済学部の卒業に必要な経済原論四単位を、原告Bは同四三年三月演習四単位をそれぞれ取得し、右原告ら六名のうち原告Gを除くその余の原告ら五名は同月同学部を卒業したことは認めるが、右卒業後もなお、次の理由により原告らの本件各訴は法律上の利益が存する。

(あ) 憲法の定める教育を受ける権利は大学においては単位取得という形に具体化され、細分化されており、学生が個々の単位を取得する権利については大学設置基準三一条が法的保障を与えているのである。そもそも大学の本質は歴史的により、学生が特定の教授の特定の講義を受けることにより教授と学生との特殊と関係を媒介として、学生の有する教育を受けるため、本質であるところにあった。このように、特定の講義を受けることが大学の本質であるから、この特別係を媒介として、特定の講義を受けることが大学の本質であるから、の特別である。このように、特定の講義を受けることが大学の本質にあるから、のが法には当然法制度に反映されなければならないし、このような教育関係そのもり、単位取得の証明書を発行するなどは、その具体例である。中途退学者に対して、単位取得の証明書を発行するなどは、その具体例である。

本件についてみるに、富山大学経済学部規程によれば、経済原論は合計八単位あり、そのうち四単位が必須科目で残り四単位が選択科目とされ、学生は必須科目四単位のほかさらに選択科目四単位を履修する権利を有し、経済原論四単位を取得する利益がある。大学設置基準三二条は卒業の要件として一二四単位以上を要求しているが、単に一二四単位ではなく一二四単位以上と規定しているのであるから一二四単位を越える単位についても大学の恣意に委ねられているのではなく大学は卒業に関係ないものとして単位を認定することを拒むことはできず、大学がこの単位取得を認定しないときは学生の法的利益の侵害となるわけである。したがつて、この法的利益を侵害されている原告の本件各訴は法律上の利益が存するのである。

(い) 学生が如何なる講義を受け如何なる単位を取得したかということは、その学生の学問の自由の本質にかかわる問題でありまた就職試験などに対し影響を及ぼすことがあり、例えば成績証明書ないしは単位認定書は卒業証明書とは機能を異にした独立別個の公文書として通用しているのである。したがつて、単位取得は法的に保護されねばならず、原告らの本件各訴は法律上の利益が存するのである。第三、証拠(省略)

理由

- 、よつて、まず本件各訴の適否について検討する。

原告Aが昭和四一年度当時富山大学経済学部専攻科の、同人を除くその余の原告ら六名が同年度当時同大学同学部の各学生であつたことは当事者間に争いがなく、富山大学が大学教育、研究を目的とする所として、国が設置し(国立学校設置法一条、三条)、必要な人的、物的施設を有する総合体であり、国の意思によつて支配し運営される営造物であるから、右営造物の主体である国と原告ら学生の間には該営造物の利用関係が生じ、そしてこの国立大学という営造物の主体は、学校設置の目的達成に必要な範囲と限度において、原告ら学生を包括的に支配し、原告ら学生はこれに包括的に服従すべきことを内容とする関係、いわゆる公法上の特別権力関

係が成立することは多言を要しないであろう。

思うに、一般に公法上の特別権力関係は、一般権力関係に対し、特別の法律原因 に基づき公法上の特定の目的のために必要な限度において、法治主義の原理の適用 が排除され、具体的な法律の根拠に基づかないで包括的な支配権の発動として命令 強制がなされうる。すなわち、特別権力関係においては、その関係を律するための 紀律、命令権が与えられているのであつて、法律によつて特に禁止されている場合 を除き、特別権力関係を設定する目的を達成するために必要な限度において特別の 定めをなしてこれを実施したり、あるいは具体的に個々の指示、命令、処分をなす ことができ、そしてそれが右の限度をこえるものでない以上、司法裁判所の審判の 対象から除外されるべきものといわねばならない。なんとなれば、司法裁判権は、 もともと市民法秩序の維持をその使命とするものであり、憲法に特別の定めのある 場合を除いて、一切の法律上の争訟に及ぶ(裁判所法三条)といつても、すべての 法律関係に当然に介入しうるように考えてはならないのであつて、いわゆる特別権 力関係における命令、強制や秩序維持のための紀律のごときも、それが一般市民としての権利義務に関するものでない限り、その関係内部の問題として自主、自律の措置に委ねるべきで、司法裁判所がこれに介入するを相当としないものがあるから である。そしてこの理は本件におけるような国立大学の利用関係にまさしく妥当す るものと解するのを相当とする。したがつて、国立大学の学部や専攻科の課程にお ける授業科目、担当教授、単位数および時間割等の定めやこれが履修届の提出から 授業、試験、成績の評価、単位の授与、ひいては右課程修了の判定に至る教育実施 上の諸事項は、大学がその学校設置の目的を達成するための必要がある限り、-的に学則を制定、実施し、学生に対し具体的に指示、命令、処分をなすことにより、自主的に律することができるのはもちろん、これら学校利用関係における内部 事項に属する事柄は、その限りにおいては一般市民の権利義務に関するものでない から、このような内部事項について大学のなす行為、不行為は、司法裁判所の審判 の対象から除外されるものと解すべきものといわねばならない。

しかして、いま、これを本件についてみるに、富山大学経済学部における授業課 目、演習、および研究報告などの単位取得の方式は、同大学学則一二条一項によって「専門教育科目の履修方法は、大学設置基準に定める原則による。ただし、その細目については学部規程に定める」ものとされているのであるが、同大学経済学部においては、過去からの取扱い例や同大学の他の学部規程(教育学部規程八条、一 〇条、文理学部規程一〇条、一一条)に照して、先ず授業科目などが定められ、学 生は履修しようとする授業科目などについて履修票を提出したうえ、その授業に出 席し、試験を受け、その成績を担当教授が判定し、合格した授業科目などについて 所定の単位が認定され、また同大学経済学部専攻科の修了については学校教育法施 行規則六七条に基づき、同学部教授会の議を経て被告学長がこれを認定する制度に なつていること、原告Aを除くその余の原告ら六名は同大学経済学部の昭和四一年 度H教授担当にかかる経済原論四単位を、原告Bは右単位のほか、演習二単位をそ れぞれ取得するため、いずれも同年四月一五日頃被告経済学部長宛に右各科目の履 修票を提出し、原告Aは同年四月同大学経済学部専攻科に入学し、同月一五日頃被 告学長宛に右専攻科履修届を提出のうえ、同学部の同年度H教授担当にかかる演習 および研究報告一〇単位を取得すべく、同日頃被告経済学部長宛に右各科目の履修 票を提出したこと、ところが被告経済学部長は、同年九月五日日教授に対して同学 部教授会ならびに人事教授会への出席停止の措置をなし、さらに同年一二月二六日 同教授の授業科目および演習などの授業の各担当を停止する措置をなしたうえ、学 生に対しては代替の授業科目および演習などを履修するように指示をなしたが、原 告らはこれに従わなかつたというのであつて、これらのことはいずれも当事者間に 争いのないところである。

そこで、原告らが本訴において問題とするのは、原告らは、被告経済学部長から右のような指示があつたけれども、これに従わないで、原告Aを除くその余の原告ら六名は、これより先きに前記のとおり履修票を提出した昭和四一年度H教授担当にかかる経済原論四単位の、原告Bのみは右単位のほかに演習二単位の各授業に原告Aは先きに前記のとおり履修票を提出した同年度同教授担当にかかる演習および研究報告一〇単位の授業にそれぞれ出席のうえ、原告らはいずれも同教授の実施した試験を受け、同教授からいずれも合格の判定を受け、同教授は昭和四二年二、日本の期間を経済学部長に右各科目の成績票を提出したにもかかわらず、すでに相当の期間を経過した現在に至つても、被告経済学部長もしくは同学長は原告らが提出した右各履修票について単位授与、不授与の決定はもちろん、原告らが右各単位

を取得したことの認定をなさないばかりでなく、原告Aの右専攻科履修届について修了、未修了の決定も、同原告が右専攻科を修了したことの認定をもならに右事な科履修届の際であれ、要するに、このに右事な科履修届の修了、未修了の各決定をしないことが違法であるの授与、不授与、専攻科履修届の修了、未修了の各決定をしないことが違法のあることの確認を求めるというに帰するが、原告らが国立国山大学の学生たいうことの確認を求めるというに帰するが、原告らが国立国山大学の学生たいであるであるでは問題といるその履修届を修了したとすべきかどうかの事柄は、同大学が学校の目的を遂行する必要上、学生に対し一方的に定めることができる特別権力ととの問の余地がないから、このような事項については司法裁判所の審判の対象からない。

二、ちなみに、これと立場を異にし、右のような特別権力関係における内部事項に属する問題も必ずしもすべて司法裁判所の審判の対象から除外される訳ではない観点に立脚したうえで、本件各訴の適否、就中法律上の利益の有無について表で、本件各訴の適否、就中法律上の利益の有無についており、原告らは、憲法の定める教育をうける権利は大学に関係をは、細分化されており、学生が個々の単位を取得する権利については大学設置基準三一条が法的保障を与えているのである。そも大学の本質は歴史的にみても、学生が特定の教授から特定の講義をうけるをもたより教授と学生との特殊な人間関係を媒介として、学生の有する教育を受けるとより教授と学生との特殊な人間関係を媒介として、学生の有数である。となどに関係なく、それ自体に法律上の利益が存する、というのである。

ために学校設置者に課された法的制約たるの性質をもつものということはできな い。加うるに、大学設置基準によれば、大学は大学設置基準の定める基準にしたが つて授業科目を開設し(同基準一八条)、それは、その内容により、一般教育科 目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目に分れる(同基準一九条)が、各授 業科目の単位数として、一般教育科目は原則的に四単位、外国語科目は八単位、保 健体育科目は四単位(講義および実技各二単位)、専門教育科目および基礎教育科 目は四単位以上とされ(同基準二五条)、一単位の履修時間は、教室内および教室外を合せて四五時間とし、講義については、教室内の一時間の講義に対し教室外の 二時間の準備のための学修を必要とするものとして、毎週一時間一五週の講義をも つて一単位とし、演習については、教室内の二時間の演習に対し教室外の一時間の 準備のための学修を必要とするものとして、毎週二時間一五週の演習をもつて一単位とするなどと定められている(同基準二六条)。そして大学は、授業科目の種類 にかかわらず、これら一の授業科目を履修した学生に対しては、試験のうえ単位を 与え、四年以上在学し、大学の定めるところにしたがつて一二四単位以上を修得したときに卒業を認め、学士の称号を与える(学校教育法六三条、大学設置基準三二条、三四条)こととして、単位の授与を卒業の前提要件としているのであつて、単位の限得るものはた。在第12年10年10日には、武殿の方法を開催された。1980年11日に対して、第12日に対しているのであって、単位の限得るものはた。在第12日に対しているのであって、単位の限得るものはた。在第12日に対しているのであって、単位の限得るものはた。在第12日に対しているのであって、第12日に対している。第12日に対しているのであって、第12日に対している。第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのであって、第12日に対しているのでは、第12日には、第12日に対しているのでは、第12日に対しているのでは、第12日に対しているのでは、第12日に対しては、第12日には、第12日には、第12日には、第12日に対しているのでは、第12日には、第 位の取得それ自体を、卒業と関係なく、原告主張のような意義のものと考える余地 のある建前になつていないのである(そのような建前にするためには、大学の教育 の内容を自由化の方向に徹底して進めるほかないと思われる)。されば、日本国憲 法は基本的人権たる国民の教育を受ける権利を保障しているが、それがただちに出 訴しうる具体的な請求権でないことはとも角として、大学設置基準に「大学は、一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与えるものとする。」と規定されていることのみを根拠として、原告らがその主張の授業科目などについて単位を持ちないことによってなり、特別は大学によりないことによってなり、特別は大学によりないことによってなり、特別は大学によりないことによってなり、特別は大学によりないことによってなり、特別は大学によりないことによってなり、特別は大学によりないことによってなり、特別は大学によりないことによってなり、特別は大学によりない。 を授与されないことによつてなんら権利または法律上の利益を侵害されたものとい うことができないのであつて、原告らが被つたと思われる前記のとおりの不利益 は、単なる事実上の不利益といわざるを得ないのである。

三、そうだとすると、原告らは、以上いずれの点よりするも、被告経済学部長または同学長に対し、前記単位の授与、不授与、専攻科履修届の修了、未修了の各決定をしないことの違法確認、もしくは右単位取得、専攻科修了の各認定義務のあることの確認を求める本件各訴は、爾余の点について判断するまでもなく、いずれも不適法としてこれを却下すべきものとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 岡村利男 庵前重和 佐野正幸)